

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成18年7月20日(2006.7.20)

【公表番号】特表2002-521282(P2002-521282A)

【公表日】平成14年7月16日(2002.7.16)

【出願番号】特願2000-562270(P2000-562270)

【国際特許分類】

B 6 5 D	81/32	(2006.01)
B 6 5 D	47/06	(2006.01)
B 6 5 D	51/24	(2006.01)

【F I】

B 6 5 D	81/32	U
B 6 5 D	81/32	B
B 6 5 D	47/06	V
B 6 5 D	51/24	H

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月26日(2006.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 第1および第2製品チャンバーを含む容器であって、各チャンバーは末端壁および隣接壁を含み、該チャンバーは該第1および第2チャンバー隣接壁において互いに接着され、該第1および第2チャンバー末端壁は十分に可撓性であるため該末端壁に手で圧力を適用することによって製品を取り出すことができ、該チャンバーは同様の形状をしているため、該チャンバーを正面から見て該隣接壁に沿って背中合せに配置した場合には、該第1チャンバーの末端壁が該第2チャンバーを実質的に覆い隠し、該第2チャンバーの該末端壁が該第1チャンバーを実質的に覆い隠すが、該チャンバーは該容器の該隣接壁に沿って角度をなして接着され、それによって任意の方向で該第1チャンバーが該第2チャンバーを覆い隠すことがなく、任意の方向で該第2チャンバーが該第1チャンバーを覆い隠すことがない容器。

【請求項2】 前記第1および第2チャンバーが中密度ポリエチレンで構成される請求項1に記載の容器。

【請求項3】 前記第1および第2チャンバー隣接壁のそれぞれが、少なくとも1つの隆起部分と少なくとも1つのくぼみとを含み、前記第1チャンバーの隆起領域は前記第2チャンバーのくぼみに収容され、前記第2チャンバーの隆起領域は前記第1チャンバーのくぼみに収容され、該隆起領域およびくぼみは前記チャンバーが角度をなすように構成される請求項1または2に記載の容器。

【請求項4】 前記第1および第2チャンバー隣接壁が、製品取り出しチャネルと平行に延在する主配置隆起を含み、該主要配置隆起はチャンバーが角度をなすようにするために構成される請求項1～3のいずれか1項に記載の容器。

【請求項5】 前記第1および第2チャンバー隣接壁の平面部分が、前記主要隆起の中央部に位置する請求項4に記載の容器。

【請求項6】 前記第1および第2チャンバー上にクロージャースナップ嵌み部分をさらに含む請求項1～5のいずれか1項に記載の容器。

【請求項7】 前記第1チャンバーが界面活性剤を含み、前記第2チャンバーが皮膚

に有益な物質を含む請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 8】 前記皮膚に有益な物質が保湿剤を含む請求項 7 に記載の容器。

【請求項 9】 前記第 1 チャンバーが界面活性剤を含み、前記第 2 チャンバーが皮膚に有益な物質を含む請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 10】 前記隆起領域が全体的に垂直方向に延在する副隆起であり、前記くぼみが全体的に垂直方向に延在する溝である請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 11】 前記隆起領域が、全体的に垂直方向に延在する副次的な隆起を含む請求項 10 に記載の容器。

【請求項 12】 前記皮膚に有益な物質チャンバーが界面活性剤をさらに含む請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 13】 前記 2 つのチャンバー内の前記組成物が異なる色を有する請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 14】 外周フランジを有するクロージャー基部と、該フランジの横方向に延在する壁とを含むクロージャーを含み、該壁が少なくとも 2 つの製品取り出し口と、少なくとも 1 つのクロージャー基部排液口とを含む請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 15】 前記製品取り出し口から流体が流出するのを防止し、前記排液口から排液して前記クロージャーから排出するために適合させたカバーをさらに含む請求項 14 に記載の容器。

【請求項 16】 前記少なくとも 1 つの製品排液口が、前記横方向に延在する壁の前記製品取り出し口に対して側方に配置する請求項 14 または 15 に記載の容器。

【請求項 17】 前記壁が、第 1 端から反対端まで延在する主軸と、主軸に対して垂直であり第 2 端から反対端まで延在する短軸とを含み、該主軸の該第 1 端から該反対端までの距離が、該短軸の該第 2 端から該反対端までの距離の少なくとも 1.5 倍である請求項 14 ~ 16 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 18】 少なくとも 1 つの製品取り出し口が短軸から離れている請求項 14 ~ 17 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 19】 前記第 1 製品取り出し口と連絡する第 1 製品取り出しチャネルと、前記第 2 製品取り出し口と連絡する第 2 製品取り出しチャネルとをさらに含み、前記少なくとも 1 つの製品排液口が前記第 1 および第 2 取り出しチャネルの外側に配置する請求項 14 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 20】 少なくとも第 1 および第 2 製品チャンバーが容器を形成し、前記第 1 製品チャンバーが第 1 製品出口を含み、前記第 2 製品チャンバーが第 2 製品出口を含み、前記第 1 および第 2 製品出口が前記第 1 および第 2 製品取り出しチャネルと連絡しており、さらに少なくとも 1 つの排液口と連絡していない請求項 14 ~ 19 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 21】 少なくとも 2 種類の異なる接着剤を使用して、前記第 1 チャンバーが前記第 2 チャンバーと接着される請求項 1 ~ 20 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 22】 前記接着剤の少なくとも 1 つがホットメルトである請求項 21 に記載の容器。

【請求項 23】 前記容器が熱可塑性材料から作製される請求項 1 ~ 22 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 24】 少なくとも接着剤がホットメルトである請求項 1 ~ 23 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 25】 クロージャー上で静置するために適したクロージャーを有し、前記クロージャーの上面の面積と、前記容器の最も幅のある位置で測定した断面積との比が 0.4 以上である請求項 1 ~ 24 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 26】 少なくとも 2 つの分離した熱可塑性物体を互いに接着して複合物体を形成し、該複合物体がある温度範囲にわたって一体性を維持するようにする方法であって、少なくとも 1 種類の感圧性ホットメルトと少なくとも 1 種類の凝集性ホットメルトと

を含む少なくとも 2 種類の異なる接着剤を使用して、該分離した物体を互いに接着することを含む前記方法。

【請求項 27】 少なくとも 2 つの分離した熱可塑性物体から形成される複合物体であって、少なくとも 1 種類の感圧性ホットメルトと少なくとも 1 種類の凝集性ホットメルトとを含む少なくとも 2 種類の異なる接着剤によって、該分離した熱可塑性物体が互いに接着される前記複合物体。

【請求項 28】 外周フランジを有するクロージャー基部と、該フランジの横方向に延在する壁とを含み、該壁が少なくとも 2 つの製品取り出し口と、少なくとも 1 つのクロージャー基部排液口とを含むクロージャー。